

◎佐賀県条例第38号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第31条の2関係）			別表（第31条の2関係）		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者	略	次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 <u>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 7,000円</u> <u>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 13,000円</u> <u>(3) 床面積の合計が100平</u>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者	略	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 <u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の国土交通省令に規</u>

改正前		改正後	
	<p>方メートルを 超え、200平 方メートル以 内のもの 20,000円</p> <p>(4) 床面積の 合計が200平 方メートルを 超え、500平 方メートル以 内のもの 29,000円</p> <p>(5) 床面積の 合計が500平 方メートルを 超え、1,000 平方メートル 以内のもの 48,000円</p> <p>(6) 床面積の 合計が1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メートル 以内のもの 71,000円</p> <p>(7) 床面積の</p>		<p>定する特定建 築行為のうち、 建築物のエネ ルギー消費性 能の向上等に 関する法律施 行規則（平成 28年国土交通 省令第5号） 第2条第1項 第1号に規定 する基準（以 下この表にお いて「建築物 省エネ法施行 規則第2条第 1項第1号の 基準」という。） の審査を要し ない建築物 次に掲げる建 築物の床面積 の合計の区分 に応じ、それ ぞれ次に定め る額</p> <p>ア 床面積の</p>

改正前		改正後	
	<p>合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 207,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 311,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 531,000円</p>		<p>合計が30平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>

改正前				改正後			
							46,000円
							オ 床面積の
							合計が500
							平方メート
							ルを超え、
							1,000平方
							メートル以
							内のもの
							48,000円
							カ 床面積の
							合計が1,000
							平方メート
							ルを超え、
							2,000平方
							メートル以
							内のもの
							71,000円
							キ 床面積の
							合計が2,000
							平方メート
							ルを超え、
							1万平方メ
							ートル以内
							のもの
							207,000円
							ク 床面積の
							合計が1万

改正前				改正後			
							<u>平方メートルを超え、</u> <u>5万平方メートル以内</u> <u>のもの</u> <u>311,000円</u> <u>ケ 床面積の</u> <u>合計が5万</u> <u>平方メートルを超える</u> <u>もの</u> <u>531,000円</u> <u>(2) 建築物省</u> <u>エネ法施行規</u> <u>則第2条第1</u> <u>項第1号の基</u> <u>準の審査を要</u> <u>する建築物</u> <u>(1)に定める</u> <u>額に次に掲げ</u> <u>る住宅の区分</u> <u>に応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定め</u> <u>る額を加算し</u> <u>た額</u> <u>ア 一戸建て</u> <u>の住宅(住</u>

改正前				改正後			
							<p>宅の用途に 供する部分 に限る。)</p> <p>次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が200平 方メート ル以内の もの 18,000円</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が200平 方メート ルを超え るもの 19,000円</p> <p>イ 共同住宅 等（共同住 宅、長屋そ</p>

改正前				改正後			
							<u>の他のアに</u> <u>掲げる住宅</u> <u>以外の住宅</u> <u>をいう。)</u> <u>(住宅の用</u> <u>途に供する</u> <u>部分に限る。)</u> <u>次に掲げ</u> <u>る建築物の</u> <u>床面積の合</u> <u>計の区分に</u> <u>応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定</u> <u>める額</u> <u>(ア) 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ル以内の</u> <u>もの</u> <u>32,000円</u> <u>(イ) 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ルを超え、</u> <u>2,000平</u>

改正前		改正後	
			方メートル以内のもの 56,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 101,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 152,000円
1の2 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による建築物の構造	略	1の2 法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定による建築物の構造	略



改正前			改正後		
計算適合性判定を受けようとする者			計算適合性判定を受けようとする者		
2 略			2 略		
3 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。）	略	<p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平</p>	3 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第20項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。）	略	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（以下この表において「要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為」という。）に係る検査を要しない建築物</p> <p>次に掲げる建築物の床面</p>

改正前		改正後	
	<p>方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 53,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを</p>		<p>積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200</p>

改正前			改正後		
		<u>超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>260,000円</u> (9) <u>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>455,000円</u>			<u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>50,000円</u> オ <u>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>53,000円</u> カ <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>74,000円</u> キ <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メー</u>

改正前				改正後			
							<u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>178,000円</u> <u>ク 床面積の</u> <u>合計が1万</u> <u>平方メー</u> <u>トルを超え、</u> <u>5万平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>260,000円</u> <u>ケ 床面積の</u> <u>合計が5万</u> <u>平方メー</u> <u>トルを超える</u> <u>もの</u> <u>455,000円</u> <u>(2) 要確認特</u> <u>定建築行為又</u> <u>は要通知特定</u> <u>建築行為に係</u> <u>る検査を要す</u> <u>る建築物 (1)</u> <u>に定める額に</u> <u>次に掲げる建</u> <u>築物の床面積</u> <u>の合計の区分</u>

改正前				改正後			
							<u>に</u> 応じ、 <u>それ</u> <u>ぞれ</u> 次に定め <u>る</u> 額を加算し <u>た</u> 額 <u>ア</u> 床面積の <u>合計</u> が500 <u>平方</u> メート <u>ル</u> 以内のも <u>の</u> 4,000 <u>円</u> <u>イ</u> 床面積の <u>合計</u> が500 <u>平方</u> メート <u>ル</u> を超え、 <u>1,000</u> 平方 <u>メートル</u> 以 <u>内</u> のもの <u>6,000</u> 円 <u>ウ</u> 床面積の <u>合計</u> が1,000 <u>平方</u> メート <u>ル</u> を超え、 <u>2,000</u> 平方 <u>メートル</u> 以 <u>内</u> のもの <u>9,000</u> 円 <u>エ</u> 床面積の

改正前			改正後		
					<u>合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>18,000円</u> オ 床面積の <u>合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>32,000円</u> カ 床面積の <u>合計が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>50,000円</u>
4 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定に	略	<u>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</u> <u>13,000円</u> <u>(2) 床面積の</u>	4 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第20項の規定に	略	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 <u>(1) 要確認特定建築行為又</u>

改正前		改正後	
<p>よる建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。）</p>	<p><u>合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 16,000円</p> <p>(3) <u>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> 22,000円</p> <p>(4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> 30,000円</p> <p>(5) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> 52,000円</p>	<p>よる建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。）</p>	<p><u>は要通知特定建築行為に係る検査を要しない建築物</u> <u>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</u> 13,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 16,000円</p> <p>ウ <u>床面積の合計が100平方メートルを超え、</u></p>

改正前		改正後	
	<p>(6) 床面積の 合計が1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メートル 以内のもの 69,000円</p> <p>(7) 床面積の 合計が2,000 平方メートル を超え、1万 平方メートル 以内のもの 161,000円</p> <p>(8) 床面積の 合計が1万平 方メートルを 超え、5万平 方メートル以 内のもの 252,000円</p> <p>(9) 床面積の 合計が5万平 方メートルを 超えるもの 445,000円</p>		<p>200平方メー トル以内の もの 22,000円</p> <p>エ 床面積の 合計が200 平方メート ルを超え、 500平方メー トル以内の もの 30,000円</p> <p>オ 床面積の 合計が500 平方メート ルを超え、 1,000平方 メートル以 内のもの 52,000円</p> <p>カ 床面積の 合計が1,000 平方メート ルを超え、 2,000平方 メートル以 内のもの</p>



改正前				改正後			
							<u>69,000円</u> <u>キ 床面積の</u> <u>合計が2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え、</u> <u>1万平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>161,000円</u> <u>ク 床面積の</u> <u>合計が1万</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え、</u> <u>5万平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>252,000円</u> <u>ケ 床面積の</u> <u>合計が5万</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超える</u> <u>もの</u> <u>445,000円</u> <u>(2) 要確認特</u> <u>定建築行為又</u> <u>は要通知特定</u> <u>建築行為に係</u>

改正前				改正後			
							<u>る検査を要する建築物 (1)</u> <u>に定める額に次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</u> <u>ア 床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u> <u>の 4,000円</u> <u>イ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>6,000円</u> <u>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル</u>

改正前				改正後			
							<u>ルを超え、</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>9,000円</u> エ 床面積の <u>合計が2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え、</u> <u>1万平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>18,000円</u> オ 床面積の <u>合計が1万</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え、</u> <u>5万平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>32,000円</u> カ 床面積の <u>合計が5万</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超える</u> <u>もの</u> <u>50,000円</u>

改正前		改正後	
5 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	略	5 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	略
6 略		6 略	
7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする	略	7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする	略

改正前		改正後	
者又は法第18条第19項の規定による建築物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者		者又は法第18条第28項の規定による建築物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	
8 略		8 略	
9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を受けようとする者	略	9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を受けようとする者	略
9の2～44 略		9の2～44 略	
備考		備考	
1 第1号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分		1 第1号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分	

改正前	改正後
<p>に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算した面積）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第3号及び第4号の額の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>	<p>に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積。<u>ただし、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号の基準の審査を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る当該審査を要する部分の床面積</u></p> <p>(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算した面積）。<u>ただし、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号の基準の審査を要する建築物の加算額の算定については、床面積の増加する部分で当該建築物に係る当該審査を要する部分の床面積</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第3号及び第4号の額の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。<u>ただし、要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る検査を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る当該行為の検査を要する部分の床面積について算定する。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1号の2、第3号（「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限

る。)、第4号(「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。)、第5号、第7号及び第9号の改正規定は、公布の日から施行する。